

くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 次世代を担う子どもたちが主体的に生きていく力を育むとともに、人々の新たな関係性の構築及び世代間交流の推進並びに地域活性化を図り、もって、まち全体に元気をもたらすことを目的として、くにたち未来共創拠点矢川プラスを設置するため、条例を制定するものである。

くにたち未来共創拠点矢川プラス条例案

(設置)

第 1 条 「人間を大切にする」というまちづくりの理念の下、人と人とのつながりを大切にする国立市において、人々を取り巻く暮らしの環境が変化し、並びに超高齢社会及び人口減少社会が進展している状況に鑑み、子育て・子育ちを支援するとともに、子どもから高齢者までの多様な世代が集い、つながり、及び交わる拠点を創出することにより、次世代を担う子どもたちが主体的に生きていく力を育むとともに、人々の新たな関係性の構築及び世代間交流の推進並びに地域の活性化を図り、もって、まち全体に元気をもたらすため、くにたち未来共創拠点矢川プラス（以下「矢川プラス」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 矢川プラスの位置は、次のとおりとする。

国立市富士見台 4 丁目 1 7 番地の 6 5、6 6

(事業)

第 3 条 矢川プラスは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 多世代の交流及び居場所づくりに関すること。
- (2) 子育て・子育ての支援に関すること。
- (3) 幼児教育の推進に関すること。
- (4) 健康づくり及び高齢者の生きがいに関すること。
- (5) 地域コミュニティの活性化に関すること。
- (6) まちのにぎわいづくりに関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(施設)

第 4 条 矢川プラスに置く施設は、次のとおりとする。

- (1) 矢川児童館
- (2) 国立市子ども家庭支援センター子育てひろば
- (3) 幼児教育センター
- (4) 多目的ルーム
- (5) とおり土間
- (6) ホール
- (7) 多目的ひろば

(矢川児童館の設置等)

第 5 条 矢川児童館の設置及び管理運営については、国立市児童館条例(昭和 4 6 年 3 月国立市条例第 3 号)の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第 6 条 矢川プラス(矢川児童館を除く。以下同じ。)の管理は、国立市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 1 7 年 9 月国立市条例第 1 6 号)に基づき、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 7 条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務

- (2) 矢川プラスの使用の手続に関する業務
- (3) 矢川プラスの多目的ルーム、とおおり土間、ホール及び多目的ひろば（以下「多目的ルーム等」という。）の使用料の徴収に関する業務（第17条第1項に規定する利用料金を収入として収受させる場合を除く。）
- (4) 矢川プラスの維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める業務（指定管理者の権限）

第8条 指定管理者は、指定が効力を有する間、第11条、第12条、第13条、第18条及び第22条に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間において当該停止を命ぜられた業務を除く。

（休館日等）

第9条 矢川プラスの休館日は、次のとおりとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

(1) 毎月の第1木曜日及び第3木曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日に当たるときは、市長が指定する日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

3 第4条第2号から第6号までに掲げる各施設の休業日については、規則で別に定める。

（開館時間等）

第10条 矢川プラスの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、多目的ひろばについては、常時開放する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

3 第4条第2号から第6号までに掲げる各施設の利用時間については、規則で別に定める。

（使用の申請及び承認）

第11条 多目的ルーム等を使用しようとする者は、規則で定めるところに

より申請し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、矢川プラスの設置の目的の範囲内において多目的ルーム等を使用する場合に限り、前項の承認を行うことができる。
- 3 市長は、多目的ルーム等の使用を承認するに当たっては、多目的ルーム等の管理のために必要と認める範囲内で、使用に関する条件を付すことができる。
- 4 市長は、市又は指定管理者が事業を行うために多目的ルーム等を使用する場合は、優先的に使用を承認することができる。
- 5 多目的ルーム等の使用期間については、規則で定める。

(使用の不承認)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ルーム等の使用を承認しない。

- (1) 矢川プラスの管理上支障があると市長が認めたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(行為の制限)

第13条 矢川プラスにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長の許可又は第11条第1項の規定による使用の承認（次条において「使用承認」という。）を受けた場合を除き、次に掲げる行為をすること。

ア 物品の販売、募金その他これらに類する行為

イ 営利を目的とする映画、写真等の撮影又は興行を行うこと。

ウ 営利を目的とする演説会、講演会その他これらに類する集会を行うこと。

- (2) 前号に掲げるもののほか、矢川プラスの管理上制限が必要と市長が認める行為

(使用料)

第14条 多目的ルーム等の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、前項に規定する使用料を前納しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第15条 市長は、公益上必要があると認めるときは、前条の規定にかかわ

らず、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金)

第17条 市長は、第6条の規定により矢川プラスの管理を指定管理者に行わせる場合は、多目的ルーム等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合においては、利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、矢川プラスの施設において入館者の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 指定管理者は、利用料金を収入とする場合において、規則で定める基準により、利用料金の全部又は一部を還付し、又は利用料金を減免し、若しくは割り引くことができる。

5 利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合には、第14条から前条までの規定は、適用しない。

(使用の承認の取消し等)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、多目的ルーム等の使用の承認を取り消し、又は多目的ルーム等の使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。
- (2) 使用者がこの条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- (3) 使用者が使用の目的又は使用の承認の条件に違反したとき。
- (4) 多目的ルーム等の使用により、危険が生じるおそれがあるとき。
- (5) 災害その他の事故により、多目的ルーム等の使用ができなくなったとき。
- (6) 矢川プラスの管理又は運営上、やむを得ない事由が生じたとき。
- (7) 工事その他の都合により、市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたことにより使用者が受けた損害については、市長は賠償の責めを負わない。

(使用権の譲渡の禁止)

第19条 使用者は、多目的ルーム等の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第20条 使用者は、多目的ルーム等の使用を終了したときは、直ちに設備等を原状に回復しなければならない。第18条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第21条 矢川プラスの入館者又は使用者は、矢川プラスの建物、附属設備等に損害を与えたときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。前条の規定による原状回復の義務を怠った場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(広告類の掲示等の禁止)

第22条 矢川プラスにおいては、市長の許可を受けた広告以外の広告その他これに類するものを掲示し、又は配布してはならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 次に掲げる準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(1) 第6条の規定による指定及び管理

(2) 第11条の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為

(国立市児童館条例の一部改正)

- 3 国立市児童館条例の一部を次のように改正する。

第2条中「東京都国立市富士見台4丁目17番地の1」を「東京都国立市富士見台4丁目17番地の65、66 くにたち未来共創拠点矢川プラス内」に改める。

(国立市子ども家庭支援センター設置条例の一部改正)

- 4 国立市子ども家庭支援センター設置条例（平成15年3月国立市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

名称	位置
国立市子ども家庭支援センター	国立市富士見台2丁目47番地の1
国立市子ども家庭支援センター 子育てひろば	国立市富士見台4丁目17番地の65、 66 くにたち未来共創拠点矢川プラス 内

第5条及び第6条中「支援センター」の次に「(子育てひろばを除く。)」を加える。

別表（第14条、第17条関係）

1 多目的ルーム使用料

単位：円

区分	午前 (午前9時～ 午後0時30 分)	午後 (午後1時～ 午後5時)	夜間 (午後5時30 分～午後9時 30分)	全日 (午前9時～ 午後9時30 分)
多目的ルームA	1,900	2,200	2,200	6,900
多目的ルームB	1,600	1,900	1,900	5,800
多目的ルーム A及びB	2,700	3,100	3,100	9,700

単位：円

区分	時間帯 1 (午前 9 時～午前 11 時)	時間帯 2 (午前 11 時 15 分～午後 1 時 15 分)	時間帯 3 (午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分)	時間帯 4 (午後 3 時 45 分～午後 5 時 45 分)	時間帯 5 (午後 6 時～午後 8 時)	時間帯 6 (午後 8 時 15 分～午後 9 時 45 分)	全日 (午前 9 時～午後 9 時 45 分)
多目的 ルーム C	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,300	8,800

2 とおり土間使用料

単位：円

全日 (平日) (午前 10 時～午後 7 時)	全日 (休日) (午前 9 時～午後 7 時)	時間外 (左記の各時間帯に含まれない時間帯)
9,300	10,300	1 時間当たり 1,000

3 ホール使用料

単位：円

全日 (平日) (午前 10 時～午後 7 時)	全日 (休日) (午前 9 時～午後 7 時)	時間外 (左記の各時間帯に含まれない時間帯)
11,300	12,600	1 時間当たり 1,300

4 多目的ひろば使用料

単位：円

区分	時間帯 1 (午前 9 時～午前 11 時 30 分)	時間帯 2 (正午～午後 2 時 30 分)	時間帯 3 (午後 3 時～午後 8 時)	全日 (午前 9 時～午後 8 時)	時間外 (左記の各時間帯に含まれない時間帯)
多目的ひろばA	1,500	1,500	2,000	3,500	1 時間当たり 500

単位：円

区分	全日（平日） （午前10時～午後7時）	全日（休日） （午前9時～午後7時）	時間外 （左記の各時間帯に含まれない時間帯）
多目的ひろばB	16,400	18,300	1時間当たり 1,800

備考

- 1 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- 2 「休日」とは、国立市の休日を定める条例（平成3年6月国立市条例第17号）第1条第1項に規定する市の休日をいい、「平日」とは、休日以外の日をいう。
- 3 時間外については、管理上支障がない場合であって、特に必要と認められるときに限り、使用を許可することができる。
- 4 多目的ルームA及びBについて、午前及び午後又は午後及び夜間を引き続き使用するときは、各使用時間の間の時間については、使用料を徴収しない。
- 5 多目的ルームCについて、時間帯1及び時間帯2、時間帯2及び時間帯3、時間帯3及び時間帯4、時間帯4及び時間帯5又は時間帯5及び時間帯6を引き続き使用するときは、各使用時間の間の時間については、使用料を徴収しない。
- 6 多目的ひろばAについて、時間帯1及び時間帯2又は時間帯2及び時間帯3を引き続き使用するときは、各使用時間の間の時間については、使用料を徴収しない。
- 7 使用時間を短縮して使用する場合であっても、使用料は減額しない。
- 8 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者（以下「市民等」という。）以外の者又は市民等を構成員に含まない団体が使用する場合の使用料は、この表に規定する額に当該額の2割に相当する額を加算した額とする。